

市民まつりの旗・デザイン募集

市制3周年を記念し、市民まつり実行委員会では、まつりのシンボルとして、パレードやまつり会場に掲揚する「市民まつりの旗」を作成します。そこで、広く市民の皆さんから、旗のデザインを募集します。

テーマ 明るく快活なまつりをイメージしたもの

参加資格 市内在住・在勤・在学の方

応募方法 9月26日(金)までに生活文化課に電話申し込みをしたらうで、A4判白色用紙を横長使用。用紙中に縦18センチ×横27センチの枠を書き、その枠内に図案作品1点を記載。枠外に上下を明示。用紙の裏に簡単な作品説明・住所・氏名・年齢・電話番号を記入して、10月6日(月)(必着)までに、田無庁舎2階生活文化課に持参(土・日曜日を除く)または郵送。折り曲げ不可。

採用の方には謝礼を進呈します。採用作品に帰属します。また、使用するにあたり、作品を補作・修正することがあります。

西東京市民まつり実行委員会 〒188 8666 西東京市役所田無庁舎生活文化課内、(☎☎内線1411)

9月27日(土)午前8時30分～10時

= 雨天実施 =

老人クラブ連合会の皆さんの協力のもと、市内の道路、公園などに捨てられている空き缶、空き瓶の回収作業を行います。

老人クラブの皆さんが、それぞれの地域内に散乱している空き缶、空き瓶を集め、23か所の臨時集積所に持ち寄ります。老人クラブ以外の団体、個人の参加も歓迎します。ご協力いただける方は、午前10時まで、下記の臨時集積所に空き缶、空き瓶をお持ちください。



環境美化の推進にご理解ご協力をお願いします。

問合せ 西東京市老人クラブ連合会会長・田代 ☎62-0954)

環境保全課 (☎☎内線2211、2212)

道路・公園環境美化 一斉清掃にご協力を

臨時集積所

谷戸いちよう公園(谷戸町2-12)	北町緑地保全地域(北町5-5)
谷戸第二地区会館(谷戸町3-13)	ひばりが丘北わんぱく公園(ひばりが丘北2-2)
谷戸地区会館(谷戸町1-9)	あらしき公園(下保谷4-8)
緑町三丁目都営アパート集会所(緑町3-8)	武道場(東町2-4)
田無町七丁目都営アパート公園(田無町7-5)	住吉福祉会館(住吉町6-1)
芝久保地区会館(芝久保町3-15)	保谷庁舎正面入口(中町1-5)
田無駅北口第一自転車駐車場西側出口前(田無町4-5)	中町児童館(中町4-4)
南町六丁目小林宅(南町6-9)	第2えのき児童遊園(保谷町5-2)
田無庁舎西側駐車場(南町5-6)	富士町福祉会館(富士町6-6)
南町第一児童遊園(南町2-2)	① 千駄山広場(東伏見1-4)
向台公園東側入口(向台町2-5)	② むくの木公園(柳沢2-3)
	③ 新町福祉会館(新町5-2)

10月1日から

家庭用パソコンのリサイクルが始まります



資源有効利用促進法に基づき、10月1日から家庭用パソコンのリサイクルが開始されます。それに伴い、市では、家庭用パソコンの粗大ごみ収集を行わなくなります。今後は、メーカーがリサイクルを行い、消費者がそのための費用を一部負担するようになります。

対象品目 デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式または液晶式)、ノートブックパソコン、パソコンと一体として販売された付属品は、パソコンと一緒に排出された場合は併せて回収します。

窓口に連絡し、手続きをします。リサイクル料金の負担 9月30日までに販売されたパソコンは、リサイクルに関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者が料金を負担します。

10月1日以降に販売されるパソコンは、リサイクル料金が販売価格に含まれているため、排出時に消費者がリサイクル料金を負担する必要があります。

費用 1台につき3千円から詳しくは、お問い合わせを ③☎☎内線 2221)

平成15年10月分から

下水道使用料が統一されます

西東京市の下水道使用料については、平成13年1月の合併以降も田無市・保谷市の使用料をそれぞれの旧市域に適用してきました。合併以後の懸案であったこの不均一料金を解消するため、市では、平成13年8月2日、下水道審議会(花輪宗命会長)に、「下水道使用料の統一と新料金の設定について」諮問を行いました。

本年1月29日、審議会から「旧田無市に属する区域の使用料を西東京市の統一料金とする」答申の提出を受け、3月市議会定例会に提案し、可決されました。実施時期は、市民への周知、電算プログラムの変更等により本年10月分からの適用となります。

統一後の料金 今回の統一料金は、田無市の料金に統一したもので、田無地域に住んでいる方は、

には負担の変更はありません。保谷地域にお住まいの方は、負担が軽くなります。1か月23立方メートル使用の標準世帯では、消費税相当額込みで227円の軽減となります。

下水道使用料

下水道使用料は、生活排水などの比較量の少ない排水は料金単価を低く抑え、排出量が多くなると料金単価が高くなる料金体系になっています。これは水資源の節約、資源の有効利用を心がけていただくためでもあります。

皆さんに納めていただいている下水道使用料は、毎日の汚水の処理、施設の維持管理、借入金の元金返済等の費用を賄っています。下水道使用料は、水道・井戸水の使用量を基に計算され、水道料金と合わせ2か月に1度、消費税相当額を含むご請求となります。

下水道を大切にしましょう

毎日の生活から出るトイレ・台所・風呂・洗濯などの雑排水の汚水を公共下水道に流すことにより、衛生的で快適な生活を送ることができます。

市では、汚水使った水と雨水を別々の管に流す分流式を採用しています。市内で流された汚水は、青梅街道、所沢街道の下に埋設してある黒目幹線を通り、清瀬市の処理場で処理され、柳瀬川・墨田川を経て東京湾に流れ込んでいます。西東京市の下水道管は、古いものは埋設後30年を経過し、老朽化しつつあります。これらの施設を大切に使うためにも、下水道管への放流には、次の点にご注意ください。

油類は流さない。家庭で使用した天ぷら油等を流すと、冷めて固まり下水道管を詰まらせる原因となります。新聞紙などに染み込ませ燃やせるごみとして出すしてください。また、ガソリ

水道料金との比較

1か月に支払う平均料金・2.3m³/月の場合

水道(口径20mm・家用)	3,207円
下水道(一般汚水)	1,593円

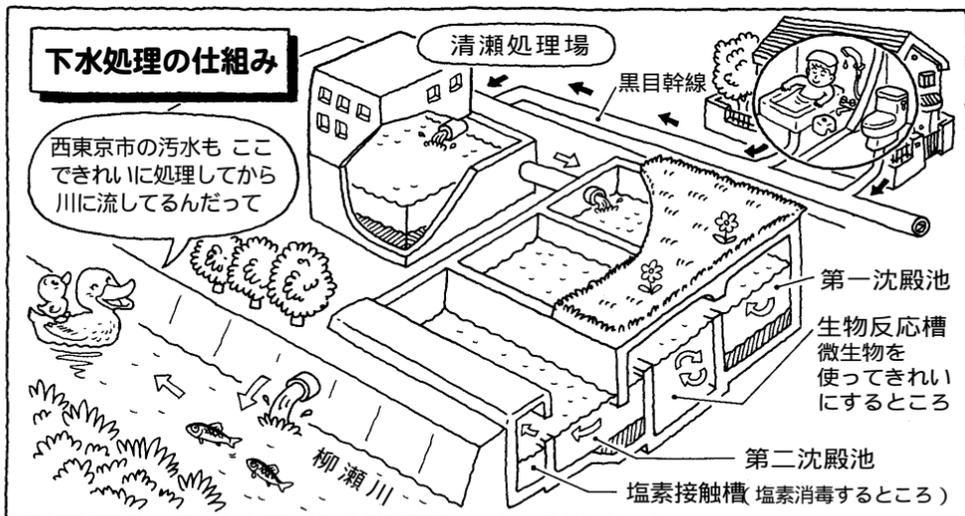
消費税相当額を含む。

計算方法

0～10m ³	10m ³	373円
11～20m ³	80円×10m ³	800円
21～50m ³	115円×3m ³	345円
計	23m ³	1,518円
	消費税相当額	75円
合計		1,593円

下水道使用料金表(1か月分)

汚水の種別	排出量	使用料金
一般汚水	10m ³ 以下	373円
	11～20m ³	80円
	21～50m ³	115円
	51～100m ³	143円
	101～200m ³	172円
	201～500m ³	218円
	501～1,000m ³	258円
浴場汚水	1,001m ³ 以上	299円
	1m ³ につき	18円



ン、シンナー、石油などの危険物を流すと気化して爆発等の事故となりますので、絶対に流さないでください。

水に溶けない物は流さない。ご飯粒や野菜くず、紙おむつ、生理用品、ビニール製品等は下水管を詰まらせる原因となります。また、降雨時に、マンホールのふたを開けることは、交通事故や人身事故の原因にもなりまので絶対にしないでください。

トイレ水洗化のお願い

市内のほぼ全域で、公共下水道(汚水)の利用ができるようになっていますが、まだ公共下水道への切り替えをされていない方がいます。清潔で快適な生活環境を作り出すためにも、浄化槽やくみ取り便所を使用している方は、早い時期の切り替えをお願いします。

水洗化をする場合は、西東京市の指定下水道工事店を通じて切替工事を行うようお願いします。

下水道課 (☎☎内線 2481、2483)